札幌市エイズ対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)の感染の予防及びまん延の 防止を総合的かつ効果的に推進するため、札幌市エイズ対策推進協議会(以下「協議会」と いう。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。
 - (1) エイズに関する正しい知識の普及・啓発に関すること。
 - (2) エイズの相談、指導及び検査体制に関すること。
 - (3) エイズの医療対策に関すること。
 - (4) その他のエイズ対策の推進に必要な事項。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。
 - 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医療関係者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 商工関係団体
 - (5) 報道機関
 - (6) 地域•市民団体
 - (7) 関係行政機関

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任 者の残任期間とする。
 - 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選により選出する。
 - 2 協議会に副会長を2名を置き、委員のうちから会長が指名する。
 - 3 会長は協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集する。
 - 2 会長が必要と認めるときは、協議会に諮って、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課に置く。

2 事務局長は、保健所長をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成5年6月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以降最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、 平成7年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成9年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。